



まちづくり・かわら版

No.56

令和5年3月15日



編集・発行

施行者：長崎市

(東長崎土地区画整理事務所)

長崎市矢上町40番28号

早春の候、平間・東地区の土地区画整理事業の権利者の皆様方には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から、平間・東地区の土地区画整理事業の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、皆様方のご協力により、3月14日(火)にすべての権利者の方に換地処分通知書が到達いたしました。この到達により、3月24日(金)に長崎県から換地処分の公告がなされる予定となりましたのでお知らせいたします。

合わせて、公告日以降の各手続きにおいてご注意いただきたいことを記載いたしますので、ご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

★ 1. 換地処分の公告日について

※長崎県の換地処分の公告(3月24日(金))により、その翌日(3月25日(土))に新しい土地の地番、地目等や清算金の額が確定します。

★ 2. 住所変更等について

●新地番になりますので住所変更などの手続きをお願いします。

◎公告日の翌日に新しい地番となります。平間・東土地区画整理事業区域内にお住いの方には、**3月27日(月)以降に「住所変更通知書」を送付いたします**ので、通知書を受領された後、必要な手続きをお願いいたします。

※詳しくは、「かわら版No.55」でご送付いたしました「住所変更手続きのしおり」をご覧ください。

【注意事項】

◎ 3月25日(土)～3月26日(日)にかけて、長崎市の住民基本台帳などに係る関係システムの変更作業を行います。この作業期間中においては、住民票や戸籍の附票、税証明などの住所が正しく表示されないことがあります。**市の窓口やコンビニで、上記の証明書の交付手続きをされる場合は、3月27日(月)以降にお願いします。**

※誤って取得された場合、発行手数料の返還はできませんのでご注意ください。

◎ マイナンバーカードの手続きについても、上記の期間でシステムの変更作業を行いますので、区画整理区域内にお住いの方は、券面変更(住所の書き換え)や電子証明書の更新ができないほか、マイナンバーカードの当日交付ができません。お手数ですが、**3月27日(月)以降に手続きをお願いいたします。**

◎ 4月中旬頃まで、市の窓口は大変混雑いたします。お急ぎの手続きを除き、できるだけ混雑を避けてお手続きをされますようお願い申し上げます。



3. 清算金手続き等について

● 清算金が確定しますので各種手続きをお願いします。

◎清算金が徴収の方で、分割払いを希望される方は、換地処分公告日の翌日（令和 5 年 3 月 25 日）から 40 日以内（令和 5 年 5 月 3 日消印有効）に「清算金分割納付申請書」を提出してください。【期限厳守】（徴収の方には、申請書様式を同封しております。）※詳しくは、「かわら版No.55」をご覧ください。

（清算金の分割払いについて）

- ・徴収額が3万円以上の方が対象となります。
- ・分割払いの期限については、原則として、5年以内となります。
- ・2回目以降の支払いには、毎回の残額に対して年0.1%の利子が生じます。
- ・「清算金分割納付申請書」の提出期限（令和 5 年 5 月 3 日消印有効）を超えた場合、受理できませんので期限を厳守していただくようお願いします。

【注意事項】

- ◎ 清算金を受け取る方や支払う方の変更、相続等がありましたら、手続きが必要となりますので、まずは、東長崎土地区画整理事務所（095-839-5381）にご連絡ください。
- ◎ 手続きに係る必要な様式は、東長崎土地区画整理事務所に準備していますので、お問い合わせください。なお、3月24日（金）以降、ホームページでも取得できるようになります。

（市ホームページ）

東長崎土地区画整理事業



<https://www.city.nagasaki.lg.jp/sumai/660000/669002/index.html>

※令和 5 年 3 月 24 日（金）時点の抵当権等の状況を確認した上で、「清算金確定通知書」を作成し、4月中旬頃に発送いたします。



4. その他

- ◎ 登記閉鎖期間中（換地処分公告の日から4か月程度）は、所有権移転や分筆、相続等の登記手続きはできません。登記が終了次第、関係権利者（土地所有者等）の方には、登記閉鎖解除のお知らせを送付いたします。